平成２８年（フ）第２６０号
さいたま市大宮区土手町３丁目７番地２　ハイツフォーレスト102
債務者　村田　三行
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
埼玉県川口市大字峯1148番地の１　サンヒルズⅡ　101号
債務者　古市恵美子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５９３号
埼玉県越谷市谷中町１丁目141番地１　グランデュール越谷Ａ201、破産申立時の住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏569番地２（旧住所）埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目16番地２　メゾンリリック202号
債務者　郡司　祐樹
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
埼玉県三郷市中央４丁目４番地21
債務者　阿相祐三子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番４―801号
債務者　濱尾　博美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
大阪府貝塚市窪田241番地、前住所大阪府岸和田市上町34番２―306号
債務者　鷺森　安治
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
大阪府貝塚市窪田241番地、前住所大阪府岸和田市上町34番２―306号
債務者　鷺森　直美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
大阪府泉南市信達大苗代1130番地の40
債務者　西田　有理
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
大阪府泉大津市旭町18番１―1901号
債務者　藤田　二郎
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
大阪府泉大津市旭町18番１―1901号
債務者　藤田　陽子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
大阪府泉佐野市泉ケ丘３丁目７番８号
債務者　前田　　昭
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
大阪府泉佐野市日根野72番地の86
債務者　村中慎太朗
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地11パルメゾンりんくう４棟324号
債務者　脇田　陽吉
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６６８号
東京都豊島区南長崎３丁目27―11―101
債務者　仲谷　昌己
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６９３号
東京都豊島区西池袋４丁目35―11―104
債務者　本間　隆徳
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７２７号
東京都台東区浅草５丁目66―３―103
債務者　本田　正治
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７３３号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目８―14―301
債務者　梁島　里香
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部